

こどもの性的搾取等に係る対策について

2023年6月13日（火）
こども家庭庁成育局

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

(令和3年12月21日閣議決定) (抄)

こどもの性的搾取を防止するための政府の取組を中心的に担う¹²とともに、教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS¹³）の導入に向けた検討¹⁴を進める。また、教育職員等による児童生徒等への性暴力等の防止等に関し、今後、文部科学省が基本指針を変更する際に事前協議を受けることとする。

¹² 国家公安委員会及び警察庁から移管。

¹³ Disclosure and Barring Service の略。

¹⁴ 内閣官房から移管。

子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022概要

現行プラン

平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを視野に入れたプランを決定

情勢・課題

- ・加害者との接触を媒介するツール等の普及、多様化等
- ・SNSに起因する児童買春事犯・児童ポルノ事犯が高水準で推移
- ・国際社会との連携・情報発信強化の必要性 など

新プランの策定

- ・現行プランの6つの柱を維持しつつ、各柱の施策について、今後継続すべき施策に現在の情勢・課題を踏まえた施策を新たに追加
- ・今後5年間を目途に現行法を前提として取り組むべき施策を取りまとめ
- ・進捗状況についてフォローアップを実施

新規追加施策

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化

- 地域の関係機関への情報発信等を通じ、地域の関係機関・団体等の連携・協力による児童の性的搾取等の撲滅に向けた取組の促進
- 児童買春等の法令違反のサービス提供が行われないよう、旅行業者等による自己点検や国・地方公共団体による立入検査を通じた指導の実施
- 「若年層の性暴力被害予防月間」を実施し、関係府省、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、A V出演被害、「JKビジネス」等の若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や被害に遭った場合の相談先の周知を推進
- 虐待、性的搾取等・性暴力等の分野における取組を取りまとめた「子どもに対する暴力撲滅行動計画」に基づく、関係府省庁の連携した取組の実施

2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援

- 性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」をはじめとする生命の尊さを学び生命を大切にしている教育などの推進

3. 児童の性的搾取等に使用されるツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進

- SNS事業者団体の青少年保護活動に参画し、被害実態に関する情報提供を行うとともに、個々の事業者における自主的な対策強化を促進
- SNS上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進するとともに、AI技術の活用など効果的な手法の導入を検討
- 官民が連携し、AV出演被害問題・「JKビジネス」・援助交際等の性的搾取等の根絶を目指し、被害防止に係る取組を推進
- 被害場所の実態把握、被害場所に関する分析を実施し、関係府省庁の協力を得て関係団体等へ情報を提供

4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進

- 児童相談所、教育機関、法務局等において面接等に加え、SNSの活用による相談しやすい環境整備を実施

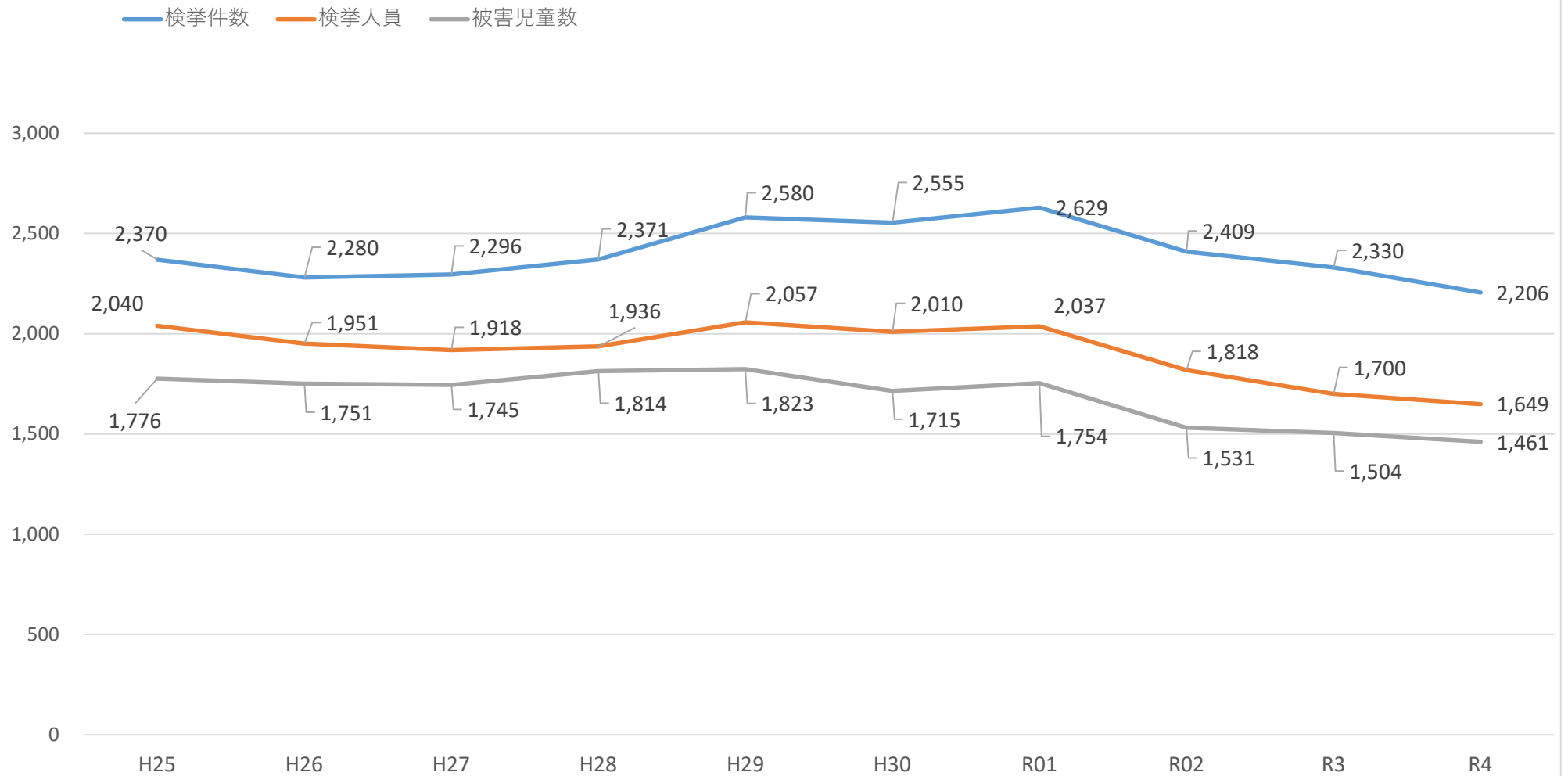
5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生

- 矯正施設に収容中の性犯罪者等について、矯正施設収容中から医療機関等の医師や社会福祉士等の専門家による面接を実施し、個々人の特性やニーズに応じた医療機関等による多様な方法、内容による退所後の治療等につなげ、再犯防止を推進
- 刑事手続の終了後も、地域社会において性犯罪者に対するカウンセリング等再犯防止に向けた支援が提供されるようにするなど、国と地方公共団体とが連携した性犯罪者の再犯防止対策の推進
- 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着義務付けなど、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を踏まえた所要の検討を実施

6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化

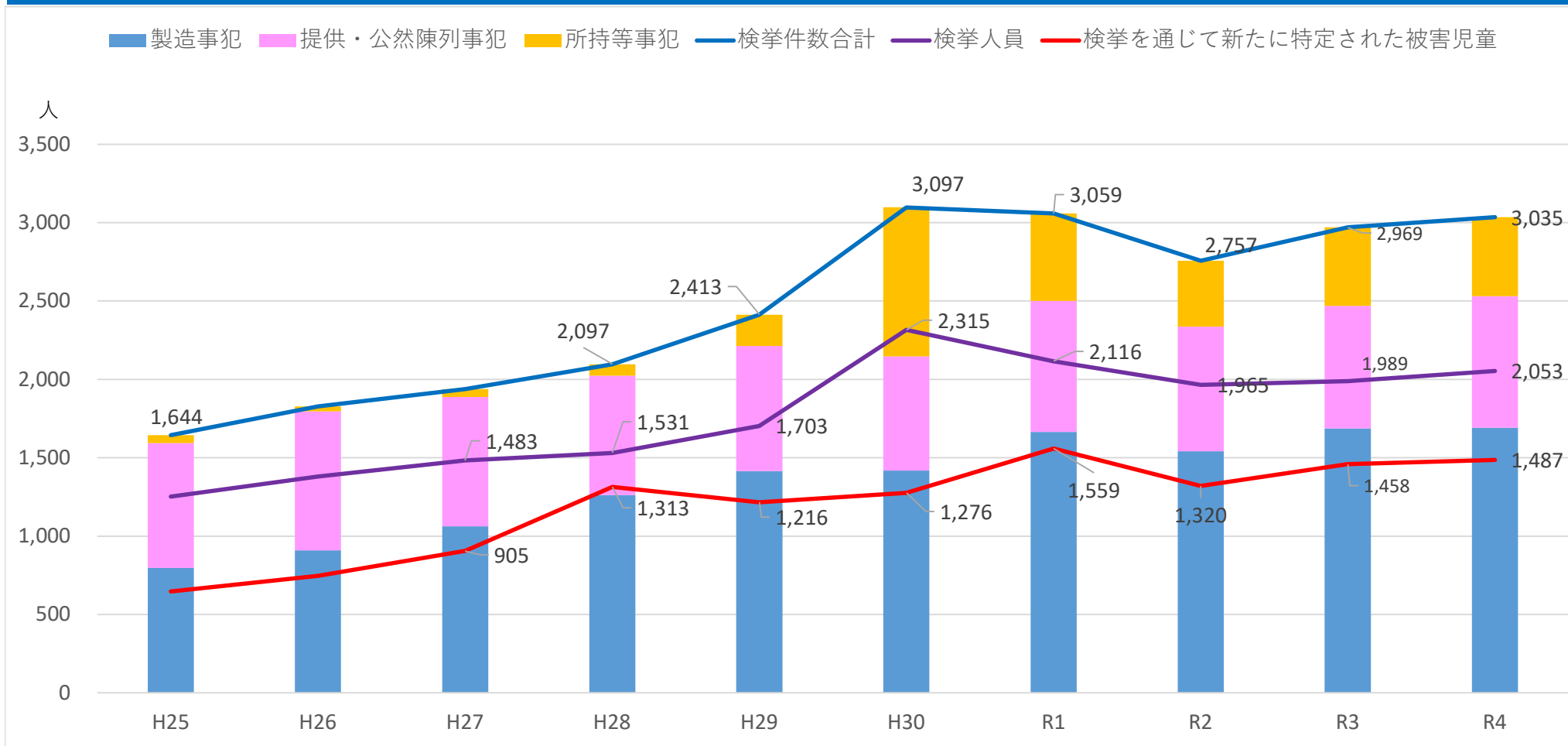
- 過去40年間の懲戒免職処分歴等の情報検索が可能な「官報情報検索ツール」の更なる活用の促進や児童生徒に対して性暴力に及んだ教育職員¹の原則懲戒免職²の徹底
- 保育士資格について、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討するとともに、性暴力等を行ったベビーシッター³に対する業務停止命令等に関する情報を共有・公表する仕組みの構築を検討
- 教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討
- 児童が対象となる場合を含め、競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布等によるハラスメント⁴について、関係団体・関係省庁とも連携しつつ、問題に関する啓発等、防止に向けた取組を推進
- 子供に対する性被害⁵に対処するための刑事法の整備⁶について、性犯罪に対処するための法整備に関する法制審議会の審議結果を踏まえた所要の検討を実施

1 【児童買春事犯等（※）】 検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



※ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春）、児童福祉法（淫行させる行為）、青少年保護育成条例（みだらな性行為等）の合計

2 【児童ポルノ事犯】 態様別検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移

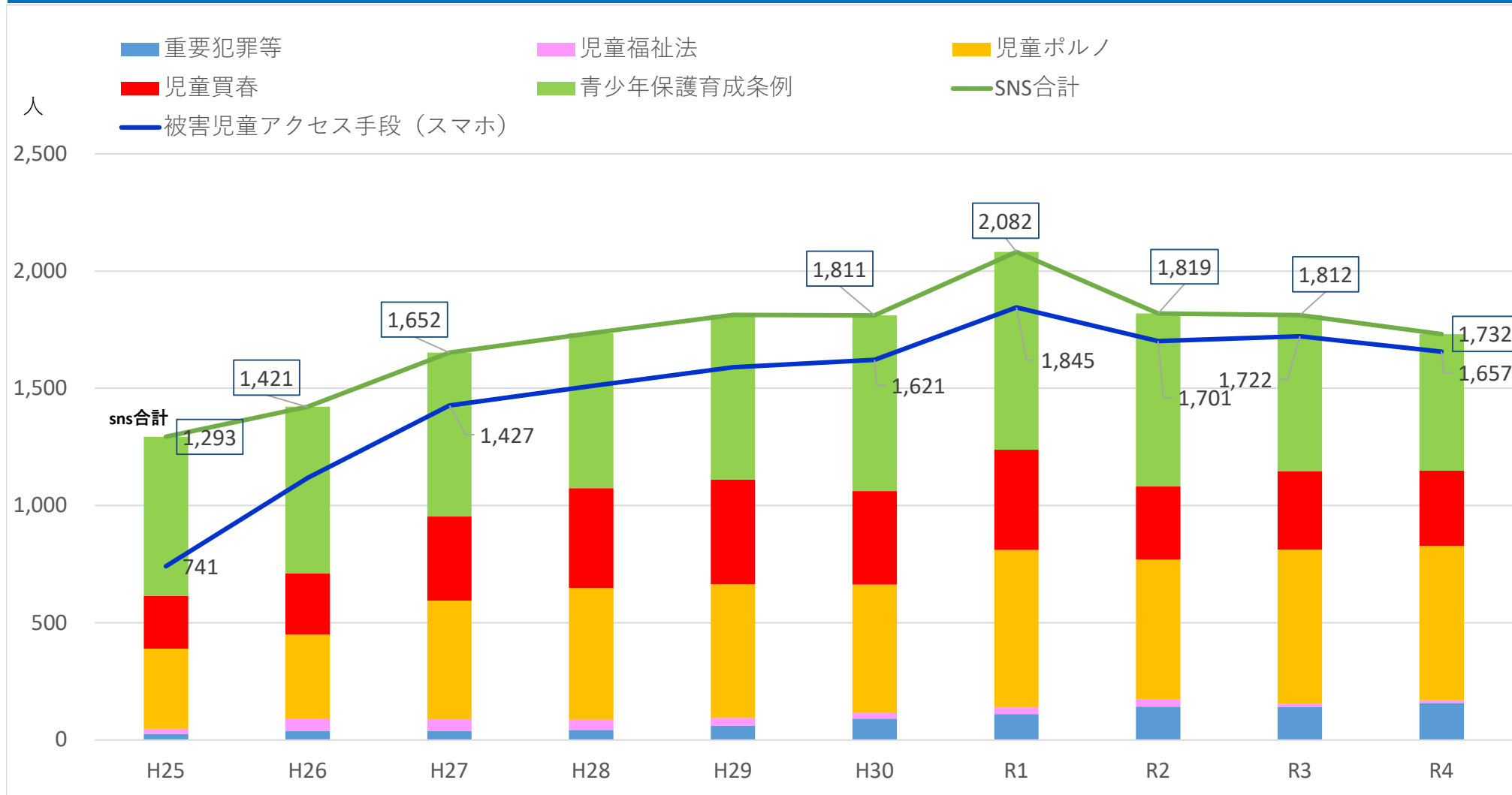


○令和4年における児童ポルノ事犯の検挙件数は対前年比増加傾向。

○検挙を通じて新たに特定された被害児童数は増加傾向。

(注) 所持等事犯とは、自己性的目的所持、提供・公然陳列目的所持、運搬、本邦における輸出入若しくは電磁的記録の保管及び不特定多数提供・公然陳列の目的で行う外国における輸出入をいう。

3 【SNSに起因する事犯】 罪種別被害児童数の推移



○SNSに起因する被害児童数は前年から減少したものの、高い水準で推移している。

○SNSに起因する事犯における被害児童のアクセス手段は、スマートフォンの割合が高く、昨年に引き続き9割以上を占める。

（注）重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。